

一般寄附金のお願い

重要文化財『杉本家住宅』・名勝『杉本氏庭園』—京都の文化遺産を守り伝える活動に皆様のご参加・ご支援をお願い申し上げます。

ご協力いただく方々へ

＜一般寄附金 募集要項（郵便局払込）＞

公益財団法人奈良屋記念杉本家保存会では、会員をはじめ多くの方々から寄せられる寄附金などにより、京都の貴重な文化財である重要文化財『杉本家住宅』・名勝『杉本氏庭園』を守り伝える事業活動をおこなっています。当財団の事業活動にご理解とご賛同をいただき、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご協力いただきました寄附金は、当財団の主たる目的である業務に使用いたします。

※本寄附は、所得税法第78条第2項及び法人税法第37条第4項該当の寄附金控除の対象となります。

【一般寄附金のお取り扱いについて】

- 一般寄附金 ご寄附いただく方の任意の金額を受付しております。
- 寄附金の使途 受納いたしました寄附金は、50%以上を定款第4条に定める公益目的事業に使用いたします。
- 寄附者の芳名録の作成と報告

ご寄附いただきました方々に対しましては、寄附金申込書に記載されたお名前ですべての方の『芳名録』を作成させていただきます。本財団の活動報告書、会報に記載し公表させていただきます。なお、匿名での公表も可能です。

高額寄附者につきましては、別途、顕彰させていただきます。

*寄附金の税の免税

当財団は、公益財団法人として京都府より認定を受けておりますので、寄附金は特定公益増進法人への寄附として税法上の優遇措置が適用され、確定申告により所得税、法人税の控除が受けられます。

- 法人の場合 通常の寄附金の損金算入限度額と同額以上が別枠として損金算入が認められます。
- 個人の場合 1年間の寄附金の合計から2,000円を引いた金額を総所得金額から控除できます。但し、その年の総所得の40%相当額が限度となります。

以上

公益財団法人奈良屋記念杉本家保存会事務局
電話：075(344)5724 FAX：075(343)3773
E-mail narayakinen@sugimotoke.or.jp
〒600-8442 京都市下京区綾小路通り新町西入る矢田町 116